

深谷グリーンパーク再整備事業

基本契約書

(案)

令和8年8月

深 谷 市

深谷グリーンパーク再整備事業基本契約書

深谷グリーンパーク再整備事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である深谷市（以下「市」という。）は、代表企業●及び構成企業●、●、●、●により構成される者（●●グループをいう。以下「企業グループ」と総称する。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり深谷グリーンパーク再整備事業基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

前 文

市は、埼玉県深谷市榎合 763 に所在する深谷グリーンパークを再整備し、これを維持管理・運営することとした。

市は、深谷グリーンパークの整備及び維持管理・運営に関し、その効果を最大限に発揮するため、整備及び維持管理・運営にかかる業務を一体の事業として民間の事業者が発注することとした。

市は、公募型プロポーザルにより事業者の募集を実施し、企業グループを優先交渉権者として選定し、市及び企業グループは、深谷グリーンパーク再整備事業基本協定を締結した。

（目的及び解釈）

第1条 本基本契約は、市及び企業グループが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本契約において定義されていない用語については、別紙1の定義集に定義された意味を有する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 企業グループは、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（事業日程）

第3条 本事業の事業日程については別紙2に示す。なお、当該事業日程は、本基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

（準備行為）

第4条 本基本契約の締結後、設計施工一括請負契約の締結前であっても、企業グループは、別紙2の事業日程を遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

2 前項の準備行為に要する費用は、市及び企業グループがそれぞれ負担するものとし、設計施工一括請負契約が成立しなかった場合においても、市は、企業グループが支出した費用を負担しない。

（契約金額）

第5条 本基本契約の当事者は、第7条第1項に規定する設計施工一括請負契約又は同条第2項に規定する指定管理者基本協定の契約金額が、当該各契約の条項に従い変更されることがあることを予め了承する。

（役割分担）

第6条 本事業の実施において、代表企業及び構成企業は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

（1） 【会社名】

【業務内容】

- (2) 【会社名】 【業務内容】
(3) 【会社名】 【業務内容】

- 2 代表企業は、本事業が企業グループによる一体的な提案に基づき実施されるものであることを踏まえ、施設整備業務又は維持管理・運営業務の実施に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、市に対し、本事業の円滑な実施及び継続に必要な調整、助言、協力及び支援を行うよう努めるものとする。この場合において、代表企業は、建設事業者、運営事業者その他の構成企業に対し、原因の確認、改善方策の検討、改善対応の実施に向けた調整、実施体制の見直しその他必要な対応について、助言、協力及び支援を行うものとする。
- 3 企業グループは、市の書面による事前の承諾を得ることなく、代表企業若しくは構成企業の変更、構成企業の加入、脱退若しくは除名その他企業グループの構成を変更してはならない。
- 4 市は、企業グループに構成を変更するやむを得ない事由があると認め、かつ、変更後の企業グループが変更前と同等以上の資格及び能力を有し、本事業の実施に支障がないと認める場合に限り、前項の変更を承諾することができる。

(当事者が締結すべき契約等)

- 第7条 市及び建設事業者は、基本協定、本基本契約及び募集要項等に基づき、設計施工一括請負契約の仮契約を締結するものとする。なお、当該仮契約は、深谷市議会において議決された場合には本契約として成立するものとする。
- 2 市及び運営事業者は、市が深谷市議会の議決を経て運営事業者を維持管理・運営期間中の指定管理者に指定した後、基本協定、本基本契約及び募集要項等に基づき、指定管理者基本協定を締結する。
- 3 市及び企業グループは、前二項の契約の締結に向けて、誠実に協議する。
- 4 第1項の仮契約について深谷市議会の議決が得られなかったとき、本基本契約は当然に終了する。この場合において、市及び企業グループが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 5 本基本契約の締結後から指定管理者基本協定が締結されるまでの間に、代表企業又は構成企業のいずれかが、募集要項等に定める応募資格の全部若しくは一部を喪失したときは、市は、当該事由の内容、発生時期及び本事業への影響を考慮し、次に掲げる措置の全部又は一部を講ずることができる。
- (1) 本基本契約を解除すること。
- (2) 設計施工一括請負契約の仮契約を締結せず、又は締結済みの仮契約を解除すること。
- (3) 当該仮契約を本契約として成立させないこと、又は本契約として成立した設計施工一括請負契約を解除すること。
- (4) 指定管理者基本協定を締結しないこと。

(本施設の施設整備業務等)

- 第8条 本施設の施設整備にかかる業務の概要は、要求水準書及び提案書の順に定めるところによる。ただし、提案書の内容が要求水準書に定める水準を上回るときは、提案書の内容を優先する。
- 2 施設整備業務にかかる契約条件の詳細は、設計施工一括請負契約に定めるところによる。

(本施設の維持管理・運営業務等)

- 第9条 本施設の維持管理・運営にかかる業務の概要は、要求水準書及び提案書の順に定めるところによる。ただし、提案書の内容が要求水準書に定める水準を上回るときは、提案書の内容を優先する。
- 2 維持管理・運営業務にかかる契約条件の詳細は、指定管理者基本協定に定めるところによる。

(本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

- 第10条 企業グループは、市の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行)

第 11 条 企業グループは、本基本契約上の義務を履行しないことにより市に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第 12 条 市、企業グループは、本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、市、企業グループ又は運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市、企業グループが、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の規定にかかわらず、市、企業グループは、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市、企業グループにつき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー業務受託者並びに本事業に関する企業グループ又は運営事業者の下請企業若しくは受託者に開示する場合
 - (5) 市が本施設の維持管理及び運営に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- 4 企業グループは、本基本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第 13 条 市は、代表企業又は構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当したとき（ただし、第 1 号ないし第 5 号については本事業に関して該当した場合に限る。）は、本基本契約若しくは締結済みの個別契約を解除し、又は未締結の個別契約を締結しないことができる。

- (1) 公正取引委員会が、代表企業又は構成企業に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき
- (2) 公正取引委員会が、代表企業又は構成企業に対し、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき
- (3) 代表企業又は構成企業のいずれかの代表者、役員又は使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき
- (4) 代表企業又は構成企業のいずれかの役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
- (5) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (6) 代表企業又は構成企業のいずれかの役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図

る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき

- (7) 代表企業又は構成企業のいずれかの役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (8) 代表企業又は構成企業のいずれかの役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (9) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号ないし第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (10) 第4号ないし第8号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が企業グループに対して当該契約の解除を求め、企業グループがこれに従わなかったとき

（賠償額の予定）

第14条 企業グループは、代表企業又は構成企業のいずれかが前条各号のいずれかに該当するときは、市が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、本事業の提案価格に消費税及び地方消費税を加算した金額に、次の各号に掲げる割合を乗じた金額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1号から第3号のいずれかに該当する場合： 10分の2
- (2) 前条第4号から第10号のいずれかに該当する場合： 10分の1

2 前項の場合において、代表企業及び構成企業は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。

3 第1項の規定は、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合において、当該超過分につき市が賠償を請求することを妨げるものではない。かかる超過分の損害賠償義務についても、代表企業及び構成企業は、連帯してこれを負担する。

（管轄裁判所）

第15条 市、企業グループは、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、さいたま地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（本基本契約の有効期間）

第16条 本基本契約の有効期間は、本事業の事業期間終了の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第4項の規定により本基本契約が終了し、又は同条第5項第1号の規定により本基本契約が解除された場合には、本基本契約は、当該終了又は解除の時をもって終了する。

3 本基本契約の終了後も、第11条から第15条まで、第17条並びに第19条の規定は、なお有効に存続する。

（準拠法及び解釈）

第17条 本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本基本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本基本契約の変更は書面で行う。

（定めのない事項）

第18条 本基本契約に定めのない事項については、市、企業グループが別途協議して定める。

（優先関係）

第19条 本基本契約の履行に関して、本基本契約、個別契約、募集要項等、提案書、事業概要書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、次の各号に定める順位でその解釈が優先するものとする。

- (1) 本基本契約

- (2) 個別契約
- (3) 募集要項等
- (4) 提案書
- (5) 事業概要書

個人情報取扱特記事項

(従事者の監督)

- 第1条 企業グループは、本基本契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。
- 2 企業グループは、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、市に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 企業グループは、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第3条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

- 第2条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、企業グループが負担するものとする。ただし、その損害が市の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、市が負担するものとする。

(安全管理措置)

- 第3条 企業グループは、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 企業グループは、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、市に対し、その内容を報告しなければならない。
- 3 市は、個人情報の安全管理が図られるよう、企業グループに対して必要かつ適切な監督を行う。

(利用及び提供の制限)

- 第4条 企業グループは、市の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第5条 企業グループは、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、市と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

- 第6条 企業グループは、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

- 第7条 企業グループは、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに市に返還しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 前項に定める場合のほか、企業グループは、市の承諾を受けたときは、市の立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。
- 3 前2項の規定は、企業グループが本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第8条 企業グループは、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 企業グループは、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 法第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明

(2) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること

(3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

3 企業グループが本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

第9条 企業グループは、市に対し、市、企業グループ双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、市が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市は、企業グループが取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

3 市は企業グループに対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第10条 市は、企業グループの責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したときは、この契約を解除することができる。

(安全確保上の問題への対応)

第11条 企業グループは、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を市に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 企業グループは、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の個人情報の安全確保に係る事態である場合には、直ちに市に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する市の指示に従わなければならない。

3 企業グループは、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を市と協力して講じなければならない。

誓約書

私は、本件業務（契約業務名）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条（安全管理措置）、第 67 条（従事者等の義務）第 176 条及び第 180 条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 (企業グループの名称)
(本件業務に関する総括責任者の企業名、役職名) (氏名)

年 月 日

所属・職名
誓約者（従事者） 氏名 印

(注) この場合における「従事者」とは、企業グループの組織内において、企業グループの指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、企業グループと雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

本基本契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(契約日) 令和●年●月●日

埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号
深谷市
深谷市長 小島 進

企業グループ
(代表企業)
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

(構成企業)
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

(構成企業)
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

(構成企業)
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

定 義 集

アー 「維持管理・運營業務」とは、本事業のうち、指定管理者基本協定に規定される、本施設の維持管理及び運営に係る業務をいう。

「運営事業者」とは、●をいう。

カー 「改修工事完了日」とは、設計施工一括請負契約に基づいて本施設の市への引渡しが完了した日をいう。

「改修工事完了予定日」とは、令和 12 年 3 月 31 日又は設計施工一括請負契約によって変更された日をいう。

「会計年度」とは、毎年、4 月 1 日に開始し、3 月末日に終了する 1 年度をいう。

「基本協定」とは、市及び企業グループが、事業契約の締結に関して締結した令和 8 年●月●日付深谷グリーンパーク再整備事業基本協定書をいう。

「基本契約」とは、深谷グリーンパーク再整備事業基本契約書をいう。

「企業グループ」とは、本事業にかかる公募型プロポーザルにおいて優先交渉権者として選定された●を構成する企業の全てをいう。

「建設事業者」とは、●をいう。

「構成企業」とは、企業グループを構成する企業のうち、代表企業を除く企業をいう。

「個別契約」とは、設計施工一括請負契約及び指定管理者基本協定の総称をいう。

サー 「事業概要書」とは、市が令和 8 年 3 月 30 日付で公表した事業概要書をいう。

「事業契約」とは、基本契約、設計施工一括請負契約及び指定管理者基本協定の総称をいう。

「施設整備期間」とは、設計施工一括請負契約締結日から改修工事完了日までの期間をいう。

「施設整備業務」とは、本事業のうち、本施設の設計業務、改修工事業務、リニューアル工事業務及び工事監理業務をいう。

「指定管理者基本協定」とは、基本契約の規定に基づき、市及び運営事業者が本施設の維持管理・運營業務の委託に関して締結する、深谷グリーンパーク指定管理者基本協定をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める地方消費税をいう。

「設計施工一括請負契約」とは、施設整備業務の実施のために、基本契約に基づき、市及び建設事業者が締結する、深谷グリーンパーク設計施工一括請負契約書をいう。

ター 「代表企業」とは、企業グループを代表する●をいう。

「提案書」とは、本事業の公募型プロポーザルにおいて、優先交渉権者として選定された●グループが提出した応募書類一式をいう。

ハー 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更に該当しない。

「本施設」とは、本事業の対象となる深谷グリーンパーク内の施設をいい、屋内施設（パティオ）、屋外施設〔公園（外構を含む）〕及び駐車場より構成される施設をいう。

「募集要項等」とは、本事業に係る公募型プロポーザルにあたり発注者が公表した募集要項、要求水準書、様式集、審査基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計施工一括請負契約書（案）、指定管理者基本協定書（案）及び募集要項に基づき実施予定の質問回答を総称していう。

ヤー 「要求水準書」とは、市が本事業の公募型プロポーザルにおいて公表した深谷グリーンパーク再整備事業要求水準書並びにこれに係る質問回答をいう。

別紙 2

事業日程